

対米請求権地域振興事業の対象経費についての考え方

事業名	助成の対象となる経費	助成の対象とならない経費
地域活性化推進事業・地域文化振興事業・地域国際交流推進事業・地域産業振興事業・地域環境保全推進事業	賃 金 : 助成事業の実施に伴う補助員の賃金	(6事業全てに該当) ①飲食代 ②市町村・広域圏事務組合及び補助金交付先の維持管理費 (例) 消耗品 : 事務所のお菓子代、クリーニング代、新聞購読料・事務用品購入等 通 信 運搬費 : 電話料等 ③交付決定された事業以外の事業への支出及び流用
	謝 金 : 専門家謝礼金、講師謝礼金、委員謝礼金等	
	旅 費 : 専門家旅費、講師旅費、委員旅費、研修派遣旅費、調査旅費等	
	備 品 購入費 : 助成事業を実施するのに必要な備品、機材等	
	印 刷 製本費 : 調査書、広報チラシ・パンフレット等	
	委 託 費 : 調査研究委託費、研究開発委託費、事業委託費等	
	原 材 料 費 : 助成事業を実施するのに必要な材料費等	
	補 助 金 : 間接補助により助成事業の目的を達成する必要がある場合の補助に要する経費	
その他 の経費 : 上記区分のいずれにも該当しない経費で助成事業に必要な経費として当協会が認めるもの		
地域学力向上支援事業	(ユイマール塾除く) ① 塾講師謝金 ② 教室使用料 ③ 学力指導員への謝金・費用弁償 ④ 図書購入費 (学習用参考書) ⑤ 学事奨励会用賞品代 ⑥ 講演会、シンポジウム等に係る経費で会場使用料、講師謝金、講師旅費等 ⑦ 検定受験料半額補助 (英検・数検・漢検等) ⑧ その他必要な経費で当協会が認めるもの	①飲食代 ②教育委員会の職員人件費 ③課外授業の教員手当 ④学校の授業で使用する備品、消耗品 (図書購入費) 等 ⑤スポーツ団体、文化サークル活動への補助 ⑥海外、地域間交流事業 ⑦水道、光熱費、電話料等の管理費

※ 事業実施期間中に事業の内容等に変更が生じる場合は、早めに連絡して調整して下さい。
 その他、不明な点があれば問い合わせ確認して下さい。

※ この基準は、平成24年6月29日より適用する。